

# 退職後の年金制度への加入

企業等に勤務し、給与等を受給していた人が退職された場合、これまで加入していた厚生年金保険の被保険者の資格を喪失します。そのため、退職後は、再就職する、自営業者となる、仕事から離れる、配偶者として扶養される等の選択により、以下の手続きが必要となりますので、ご確認ください。

退職後	年齢	60歳未満	60歳以上65歳未満	65歳以上70歳未満
再就職		勤務先の厚生年金保険に再加入		
	加入手続き	届出書：厚生年金保険被保険者資格取得届 提出者：勤務先の事業主 提出先：勤務先の住所地を管轄する年金事務所 提出期限：再就職日から14日以内		
自営業者 または 無職		国民年金に加入 第1号被保険者となる	国民年金の納付期間は終了	
	加入手続き	届出書：国民年金被保険者資格取得届 種別変更届 添付書類：年金手帳または基礎年金番号通知書 ※任意加入または特例任意加入の場合は、通帳と口座届出印が必要 提出者：本人または世帯主 提出先：住所地を管轄する区市役所または町村役場 提出期限：退職の翌日から14日以内		
配偶者 (第2号被保険者) に扶養される人		国民年金に加入 第3号被保険者となる	国民年金の納付期間は終了	
	加入手続き	届出書：国民年金第3号被保険者関係届出書 添付書類：収入を証明する書類(非課税証明書等)、年金手帳または基礎年金番号通知書 提出者：本人または世帯主 提出先：配偶者の勤務先の住所地を管轄する年金事務所 提出期限：退職の翌日から14日以内 認定基準：年収130万円未満		

・退職後の年金制度に関する詳細は、区市役所や町村役場またはお近くの年金事務所におたずねください。

# 療養費制度とは？ 立替払をご存じですか？

①やむを得ない事情で協会けんぽの保険証を提示できず、医療費の全額(10割)を支払った場合や、②協会けんぽに加入する前の保険者に医療費の返還を行った場合は、あとで療養費(立替払)を申請することにより払い戻しを受けることができます。

## ケース1 保険証が手元にない！ 10割自費で病院にかかった場合

保険証を持参するのを忘れた・失くしてしまった等、受診の際に保険証を医療機関へ提示できず、医療費の全額(10割)を支払った場合は払い戻しの対象となります。申請の際は、療養費支給申請書(立替払等)とあわせて以下の書類が必要です。

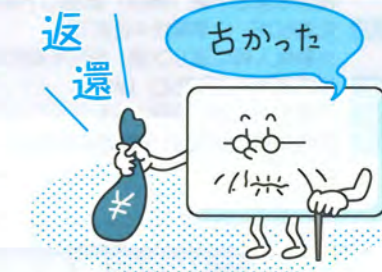


- 医療機関から発行された領収書の原本(コピー不可)
- レセプト(診療報酬明細書) ※病名が必要です

⚠ 診療明細書(病名のないもの)ではありません。「療養費申請のために必要なのでレセプトをください」と医療機関に伝えれば無料でレセプトが発行されます。

## ケース2 前の保険証を使ってしまった！ 前の保険者へ医療費を返還した場合

新しい保険証ができるまでの間、前の保険証を使って受診した場合は、後日、前の保険者より医療費の返還請求がきます。返還後の医療費は払い戻しの対象となります。申請の際は、療養費支給申請書(立替払等)とあわせて以下の書類が必要となります。



- 前の保険者から発行された返還金領収書の原本(コピー不可)
- 前の保険者から発行された診療報酬明細書(開封厳禁となった封筒)

⚠ 保険者によって発行方法が異なります(医療費返還の案内と同時に発行される場合・返還後に発行される場合)。お手元がない場合は前の保険者へご連絡、発行依頼をしてください。

- ※1 療養費支給申請書(立替払等)は受診者1人につき1枚必要です。
- ※2 負傷(ケガ)による申請の場合は、別途「負傷原因届」が必要です。

保険証は月初めに見せればOK? 違います!

## 保険証は受診の度に提示しましょう

月初めに提示していても、月の途中で保険証が変わった場合は、ケース2のような事態が起こりえます。お客様にとってもお手続きの手間が増えるため、医療機関へ受診の際は、必ずその都度、保険証を提示してください。

